第25期 第17回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年10月28日

　　至　令和６年10月28日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第17回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年10月28日（月）16時00分、第17回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階議場に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　現況証明願による専決処分について
日程第5　報告第3号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第6　議案第1号　現況証明願について
日程第7　議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8　議案第3号　農用地利用集積計画の決定について
日程第9　議案第4号　農地・非農地判断について
日程第10　議案第5号　現地調査委員の指名について
日程第11　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　3番　山田　智美　委員　4番　宮北　輝　委員
5番　佐々木　珠惠　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　2番　安宅　一夫　委員　坂本　勝則　委員

5　事務局出席者　事務局長　橋本　征紀　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主査　新川　吾朗　主任　石川　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　16時00分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により3番　山田委員、4番　宮北委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年10月28日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第1号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

番号 1、転用地は輪厚　○○　番　○○　の　○　筆で、市道輪厚仁別線に面した面積19,040㎡の農地であります。　○○　氏にて、ゴルフトーナメント来場者利用臨時駐車場として、令和6年8月8日に一時転用の許可があった土地になります。令和6年9月15日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出がありました。令和6年10月8日には事務局での現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第2号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第2号　現況証明願による専決処分についてご説明いたします。

今回は1件の願出が出されております。

番号1、場所は美沢5丁目　○○　番　○○　の　○　筆で、道道栗山・北広島線に面した面積856㎡の土地で、願出人は　○○　氏、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年10月9日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。私からよろしいでしょうか。所有者は　○○　さんとなっておりますが、　○○　さんから相続を受けてこの申請となっているかと思いますが、違いますか。

事　務　局　○○　さんから令和6年2月16日に相続をされております。

議　　長　その相続は議案に載りましたか。

事　務　局　市街化区域で非農地なので、農業委員会としては届出の提出を求めていないところでございます。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第５：報告第３号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第３号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第３号　農地法第３条の３の届出による専決処分についてご説明いたします。

今回は１名の所有者の土地を２名の相続人により相続したため、２件の届出が出されております。

番号１、場所は島松　○○　番　○○　の　○　筆で面積は 13,307 ㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんの希望はなく、令和６年 10 月８日に専決処分しております。

番号２、場所は島松　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は 38,145 ㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんの希望はなく、令和６年 10 月８日に専決処分しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。

茶木委員　２件の現在の利用状況を教えてください。

事　務　局　番号２につきましては、道路を挟んだ向かいの農地を　○○　さんが契約を結んで耕作しております。島松　○○　番　○○　の　○　筆ほどで、お家周りの農地はご自身で管理しておりましたが、こちらについても　○○　さんが管理していくことになっております。番号１についても、引き続き　○○　さんが契約を結び農地を管理していくということで伺っております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第３号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第３号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第６：議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第１号　現況証明願について提案理由をご説明いたします。

今回は１件の願出が出されております。

番号１、願出地は南の里　○○　番　○○　の　○　筆で、面積 5,098 ㎡であります。願出人は、　○○　氏、所有者は　○○　氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。令和６年 10 月 17 日に宮北委員、佐藤委員、阿部委員の３名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、佐藤委員長より調査結果を報告願います。

佐藤委員　令和６年 10 月 17 日、現況証明願による現地調査を宮北委員、阿部委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号１、願出人　○○　氏、所有者　○○　氏による願出でございますが、場所は南の里地区で、市道音江別島松線を　○○　前から島松方向に　○　筆進んだ先左手に位置する土地です。

この土地の現地の状況は、大部分に木が繁茂しており、隣接している山林と一体的になっていることから、農地性が低いと判断し「非農地」と認定いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第７：議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について提案理由を説明いたします。

今回は、１件の申請が出されております。

番号1、申請地は中の沢　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は967.23㎡を利用するものであり、貸主は　○○　氏、借主は　○○　氏であります。転用目的は、雪堆積場所としての利用であり、転用期間は許可日から令和７年５月31日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。宮北委員どうぞ。

宮北委員　２点ほど質問がございます。１点目は、　○○　氏は今回初めて５条での賃貸借をされるのかというところと、２点目は、雪堆積場所としての利用ということですが、春先に雪が融けて河川等に影響を及ぼすことはないのか、わかれば教えてください。

事　務　局　１点目の質問ですが、今回申請のあった　○○　氏については、今回の申請が初めての申請になります。２点目の質問ですが、転用後の農地の影響につきましては、申請書の中にも、農地に復元するために農地にビニールシートを敷いて雪融けに支障がないように利用することと、農業用の融雪剤を撒いて雪が残らないよう対応すると申請書に記載があります。輪厚川に隣接しているので、融雪に問題が生じないということで申請書にございますので、農地又はその他周辺の土地についての影響はないと思っております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　面積はこれが正しい数字なのでしょうか。

事　務　局　議案書の13、14ページをご覧ください。今回の申請は、農地の部分の申請なのでこの面積となっております。周りの非農地の部分も一緒に利用することになっているので、事業としては問題ありません。以上です。

塚本委員　かなり広い面積に雪を堆積するということでしょうか。

事　務　局　非農地も含めた全体の面積としては、1,370.28㎡となっております。

議　　長　一つ良いですか。農地にビニールシートを敷いて雪融けに支障がないように利用することと、農業用の融雪剤を撒いて雪が残らないよう対応するとありますが、それは確認しに行くのでしょうか。

事　務　局　今回の転用は一時転用で、地形を変えない転用となっておりまして、事業完了後には事務局での現地調査を行います。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第８：議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」＞

議　　長　議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第３号農地利用集積計画の決定について提案理由をご説明いたします。

今回は、売買契約の１件の計画が出されております。

内容につきましては議案書事前に配布しておりますので、説明を省略いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。番号１につきましては、山田委員が議事参与の制限の対象と

なりますので、退席願います。暫時休憩いたします。
（山田委員退席）
議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。番号1については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。番号1は、提案のとおり決定いたしました。ここで山田委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。
（山田委員着席）
議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。以上で議案第3号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第9：議案第4号「農地・非農地判断について」＞
議　　長　議案第4号「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。
事　務　局　議案第4号　農地・非農地判断について　提案理由を説明いたします。
農地の利用状況調査につきましては、各地区担当委員にわかれて計4回の調査を行いました。調査へのご協力ありがとうございました。
今年度の調査結果の案につきましては、事前に配布している議案書18ページ別紙農地・非農地判断リストのとおりとなっております。
表の下の部分に集計が記載されており、遊休農地緑区分については、13筆約9.7haとなっており、黄色区分については該当なしで、昨年度と比較すると約3.2ha減少しております。
非農地については、29筆、約10.3haとなっております。
農地利用状況調査の今後の手続きについて、ご説明いたします。
今後の手続に関しまして、まず遊休農地と判断された農地の所有者に対して、農地利用意向調査を実施します。農地利用意向調査の内容といたしましては、今後の農地の利活用について、自分で管理・耕作をするのか、賃貸・売買の意向はあるのか、農地中間管理機構等への貸付希望があるのかなどを調査いたします。調査期間は送付から1か月以内となっており、11月中に回答を求めます。調査の結果、中間管理機構への貸付を希望する方につきましては、中間管理機構に通知をいたしまして、農地の利用を出来るかどうかの調整をする運びとなります。売買、賃貸等を希望の場合は、地区担当委員の皆様と相談させていただきながら、希望者を探す形となります。自己利用の場合について、意思の表明から6か月後の現地を確認し、意向どおりであれば問題ありませんが、利用等がされていない場合については、勧告等を行う必要があります。農地利用意向調査の回答がない場合や農地の利用等が認められない場合も同様に勧告等の対象となります。非農地と判断された農地所有者に対しましては、11月1日に非農地通知書を発送いたします。以上です。
議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第4号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第4号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第10：議案第5号「現地調査委員の指名について」＞
議　　長　議案第5号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として5番　佐々木委員、1番　茶木委員、推進委員の調査委員として森越委員、調査補充委員として、農業委員は2番　安宅委員、推進委員は坂本委員を指名いたしま

す。

＜日程第 11：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1 点目、次回の第 18 回農業委員会総会につきましては、令和 6 年 11 月 26 日火曜日、午後 1 時 30 分から北広島市役所 5 階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2 点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。明日になりますが、北広島市農業委員会道内視察研修がございます。お手元に資料等をお配りしておりますけども、午前 9 時 00 分に市役所駐車場にお集まり頂きたいと思います。当日はノーネクタイと致します。11 月 12 日の令和 6 年度地区別農業委員・最適化推進委員等研修会についてです。こちらのお手元に資料を配布させて頂いております。場所は、札幌駅北口にありますTKP 札幌駅カンファレンスセンターとなります。こちらへは、現地集合と致しておりますが、事務局において JR にて札幌駅に向かいますので、事務局と一緒に行かれる場合には 11 時 30 分までに北広島駅までお越し頂きたいと思います。尚、本日までに不参加の連絡はありませんが、ご都合等により欠席される場合には事務局までご連絡をお願い致します。3 点目、次回現地調査委員の日程につきましては、11 月 18 日月曜日午後 1 時 00 分より行いたいと思います。現地調査委員及び補充調査委員につきましては、指名のありました佐々木委員、茶木委員、推進委員につきましては、森越委員、調査補充委員につきましては、安宅委員、坂本委員にお願いしたいと思います。4 点目、基盤整備事業につきまして事務局よりご説明致します。

事　務　局　基盤整備事業の実施についてご報告いたします。

届出人は　○○　氏、届出地は先ほど議決をいただいた農用地利用集積計画による売買を予定している北の里　○○　番　○○　、面積は 16,271 ㎡でございます。来年からの利用のため、今年の 10 月 15 日から来年 6 月 1 日までの期間で農地に客土を行い排水性等を改善したいとの内容でございます。客土の土の分別及び搬入・搬出に気を付けるようお願いしているところです。以上報告といたします。

事務局長　5 点目、事務局職員についてご紹介致します。市で 10 月に人事異動がございまして、農業委員会事務局に新たに新川主査が配属されております。

議　　長　事務局からの諸報告が終わりました。皆様から何かございませんか。ナチュラルビズということでノーネクタイとしておりましたが、議会でも 11 月よりネクタイ着用となっておりますので、次回の総会よりネクタイの着用をお願い致します。ほかになければ以上をもちまして第 17 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　16　時 40　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名